

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 16 件

厚生年金関係 16 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 13 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年10月1日から9年12月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額を6年10月は50万円、同年11月から8年10月までは44万円、同年11月は41万円、同年12月から9年4月までは44万円、同年5月から同年11月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から13年5月30日まで
国（厚生労働省）の記録によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額は、所持している給与明細書及び平成9年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに預金通帳で確認できる報酬月額より低額である。

調査の上、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、給与明細書及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿のある平成6年10月、7年10月から同年12月までの期間及び8年11月から9年11月までの期間の標準報酬月額については、給

与明細書及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、6年10月は50万円、7年10月から同年12月までは44万円、8年11月は41万円、同年12月から9年4月までは44万円、同年5月から同年11月までは50万に訂正することが必要である。

また、給与明細書等が無い期間のうち、平成6年11月から7年9月までの期間及び8年1月から同年10月までの期間については、当該期間の前後の給与明細書の保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成4年5月から6年9月までの期間及び9年12月から13年4月までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出した預金通帳における当該期間のA社からの振込金額は、同年2月を除き、オンライン記録の標準報酬月額を上回るものの、申立人は、当該期間における給与明細書等の資料を所持しておらず、同社の事業主及び清算人からの回答を得ることができないことから、申立人の保険料控除について確認することができない。

また、平成13年度過年度課税基本台帳課税状況に記載されている申立人の平成12年分に係る社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額から計算される社会保険料の金額より低額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人の申立期間のうち、平成6年10月から9年11月までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は得られないものの、給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該保険料に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年9月1日から5年4月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成5年4月30日から同年6月25日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年6月25日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成5年6月25日から同年7月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成5年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成7年8月31日から同年9月16日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年9月16日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月 26 日から 57 年 9 月 1 日まで
② 平成 4 年 9 月 1 日から 5 年 4 月 30 日まで
③ 平成 5 年 4 月 30 日から 同年 7 月 1 日まで
④ 平成 7 年 8 月 31 日から 同年 9 月 16 日まで

私は、昭和 55 年 5 月 26 日から平成 7 年 9 月 15 日までの期間におい

て、A社に継続して勤務していた。厚生年金保険被保険者記録について照会したところ、申立期間①、③及び④が被保険者期間となっていない。また、申立期間②の標準報酬月額が15万円に訂正されている。申立期間①、③及び④の期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②について標準報酬月額は53万円であったので、当該期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、オンライン記録では、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年4月30日）より後の同年6月18日付けの処理により、遡って15万円に引き下げられた上、申立人を除く10名の標準報酬月額も同様に遡って引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由はなく、申立人の申立期間②の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要であると認められる。

- 2 申立期間③のうち、平成5年4月30日から同年6月25日までの期間について、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年4月30日となっているが、当該資格喪失処理は、同日より後の同年6月25日付けで遡って行われていることが確認できる上、申立人を除く11名についても同様に遡って喪失処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該処理が行われた同年6月25日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額について、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た53万円に訂正することが必要であると認められる。

- 3 申立期間③のうち、平成5年6月25日から同年7月1日までの期間について、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に平成5年6月25日にA社の被保険者資格を喪失している同僚が所持する給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人と同様に平成5年6月25日にA社の被保険者資格を喪失している複数の同僚は、「当該期間においても厚生年金保険料は控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、平成5年6月の標準報酬月額については、申立人のA社における上記の遡及処理前の同年5月の記録から、53万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成5年4月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本から、同社が法人の事業所であったことが確認できることから、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間④について、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成7年8月31日となっているが、当該資格喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（同年9月1日）より後の同年10月3日付けで遡って行われていることが確認できる上、申立人を除く6名についても同様の処理が行われていることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年8月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である同年9月16日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額について、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た53万円に訂正することが必要であると認められる。

- 5 申立期間①について、申立人は、昭和55年5月26日にA社に入社し、平成7年9月15日までの期間、継続して勤務していたと主張している

ところ、複数の同僚が「申立人の入社日の記憶は無いが、申立人は、申立期間①頃から同社に勤務していた。」と述べていることから、期間は特定できないものの、申立人が当該期間のうちの一部期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚の厚生年金保険の資格取得日と雇用保険の被保険者資格取得日は一致しているところ、申立人の厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得日は昭和 57 年 9 月 1 日と記録されており、両者の記録は一致している。

また、A社の事業主は既に死亡しているため、申立人の当該期間における保険料控除について確認することができない上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和43年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間に同社C事業所から同社D事業所へ異動はしたが、同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は、「A社C事業所に係る被保険者資格喪失の届出を誤った可能性がある。」と回答している上、複数の同僚が、「昭和43年7月に、同社C事業所から同社D事業所に異動した。」と述べていることから、同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和43年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格

喪失日を昭和 43 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和43年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月30日から同年7月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間に同社C事業所から同社D事業所へ異動はしたが、同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は、「A社C事業所に係る被保険者資格喪失の届出を誤った可能性がある。」と回答している上、複数の同僚が、「昭和43年7月に、同社C事業所から同社D事業所に異動した。」と述べていることから、同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和43年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格

喪失日を昭和 43 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和43年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間に同社C事業所から同社D事業所へ異動はしたが、同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は、「A社C事業所に係る被保険者資格喪失の届出を誤った可能性がある。」と回答している上、複数の同僚が、「昭和43年7月に、同社C事業所から同社D事業所に異動した。」と述べていることから、同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和43年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 43 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 7902

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和43年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年6月30日から同年7月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間に同社C事業所から同社D事業所へ異動はしたが、同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は、「A社C事業所に係る被保険者資格喪失の届出を誤った可能性がある。」と回答している上、複数の同僚が、「昭和43年7月に、同社C事業所から同社D事業所に異動した。」と述べていることから、同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和43年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格

喪失日を昭和 43 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和43年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月30日から同年7月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間に同社C事業所から同社D事業所へ異動はしたが、同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は、「A社C事業所に係る被保険者資格喪失の届出を誤った可能性がある。」と回答している上、複数の同僚が、「昭和43年7月に、同社C事業所から同社D事業所に異動した。」と述べていることから、同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和43年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格

喪失日を昭和 43 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和43年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月30日から同年7月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間に同社C事業所から同社D事業所へ異動はしたが、同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は、「A社C事業所に係る被保険者資格喪失の届出を誤った可能性がある。」と回答している上、複数の同僚が、「昭和43年7月に、同社C事業所から同社D事業所に異動した。」と述べていることから、同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和43年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格

喪失日を昭和 43 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和43年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月30日から同年7月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間に同社C事業所から同社D事業所へ異動はしたが、同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は、「A社C事業所に係る被保険者資格喪失の届出を誤った可能性がある。」と回答している上、複数の同僚が、「昭和43年7月に、同社C事業所から同社D事業所に異動した。」と述べていることから、同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和43年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格

喪失日を昭和 43 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和43年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間に同社C事業所から同社D事業所へ異動はしたが、同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は、「A社C事業所に係る被保険者資格喪失の届出を誤った可能性がある。」と回答している上、複数の同僚が、「昭和43年7月に、同社C事業所から同社D事業所に異動した。」と述べていることから、同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和43年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格

喪失日を昭和 43 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和43年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月30日から同年7月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間に同社C事業所から同社D事業所へ異動はしたが、同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は、「A社C事業所に係る被保険者資格喪失の届出を誤った可能性がある。」と回答している上、複数の同僚が、「昭和43年7月に、同社C事業所から同社D事業所に異動した。」と述べていることから、同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和43年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格

喪失日を昭和 43 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和43年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月30日から同年7月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間に同社C事業所から同社D事業所へ異動はしたが、同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は、「A社C事業所に係る被保険者資格喪失の届出を誤った可能性がある。」と回答している上、複数の同僚が、「昭和43年7月に、同社C事業所から同社D事業所に異動した。」と述べていることから、同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和43年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格

喪失日を昭和 43 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和43年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月30日から同年7月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間に同社C事業所から同社D事業所へ異動はしたが、同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は、「A社C事業所に係る被保険者資格喪失の届出を誤った可能性がある。」と回答している上、複数の同僚が、「昭和43年7月に、同社C事業所から同社D事業所に異動した。」と述べていることから、同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和43年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格

喪失日を昭和 43 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月21日から同年8月13日まで
私は、昭和43年3月11日にA社に入社し、45年12月まで勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、同社本社での新人研修の後、B社に配属になった直後の申立期間の被保険者記録が欠落している。

申立期間もそれまでと同様に継続して勤務しており、厚生年金保険料は毎月控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録及び当時B社において取締役であった者の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年8月13日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を昭和 37 年 8 月は 2 万 2,000 円、同年 9 月は 2 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、申立期間当時、給与明細書の内容を手帳に記録していた。その記録によると、申立期間の標準報酬月額よりオンライン記録の標準報酬月額は低額となっているので、調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書の内容を記録した手帳において確認できる報酬月額から、昭和 37 年 8 月は 2 万 2,000 円、同年 9 月は 2 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しており、これを確認できる関連資料

及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年9月1日から5年4月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成5年4月30日から同年6月25日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年6月25日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成5年6月25日から同年7月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成5年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月1日から5年4月30日まで
② 平成5年4月30日から同年7月1日まで

私は、昭和63年11月17日から平成5年7月15日までの期間において、A社に継続して勤務していた。厚生年金保険の記録によると、申立期間①の標準報酬月額が15万円に訂正されている上、申立期間②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間①についての標準報酬月額の記録を訂正してほしい。また、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録では、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年4月30日）より後の同年6月18日付けの処理により、遡って15万円に引き下げられた上、申立人を除く10名の標準報酬月額も同様に遡って引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由はなく、申立人の申立期間①の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要であると認められる。

- 2 申立期間②のうち、平成5年4月30日から同年6月25日までの期間について、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年4月30日となっているが、当該資格喪失処理は、同日より後の同年6月25日付けで遡って行われていることが確認できる上、申立人を除く11名についても同様に遡って喪失処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該処理が行われた同年6月25日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額について、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た26万円に訂正することが必要であると認められる。

- 3 申立期間②のうち、平成5年6月25日から同年7月1日までの期間について、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に平成5年6月25日にA社の被保険者資格を喪失している同僚が所持する給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人と同様に平成5年6月25日にA社の被保険者資格を喪失している複数の同僚は、「当該期間においても厚生年金保険料は控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、平成5年6月の標準報酬月額については、申立人のA社における上記の遡及処理前の同年5月の記録から、26万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成5年4月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本から、同社が法人の事業所であったことが確認できることから、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県国民年金 事案 6847

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、私の父親が昭和 52 年 4 月に私の国民年金の加入手続を実家のある町の町役場で行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと、父親から聞いたことがある。

申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 2 月までの国民年金保険料が未納とされ、同年 3 月の保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が昭和 52 年 4 月に申立人の国民年金の加入手続を実家のある町の町役場で行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時の申立人の住所は、申立人の学生時代に居住していた市にあることが改製原戸籍の附票で確認できることから、実家のある町の町役場で同加入手続を行うことは制度上できない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 61 年 3 月と推認でき、同時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人自身は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親からは聴取することができないことから、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 5 月に会社を退職後、区役所で国民年金の加入手続を行った。その後に納付書が届いたので、私の国民年金保険料を私の夫の保険料と一緒に銀行又は郵便局で納付していた。私の夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 5 月に会社を退職後、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を銀行又は郵便局で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日及び申立人の被保険者資格記録の追加処理日から、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、62 年 4 月又は同年 5 月と推認され、申立人の主張する時期と相違している。

また、申立人の住民票によると、申立人は、申立期間以前から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住していることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、上述のとおり、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、昭和 62 年 4 月又は同年 5 月と推認され、その直後である同年 7 月 29 日に、その時点において最も遡って過年度納付することができる 60 年 4 月の国民年金保険料が納付されていることから、それより前の期間である申立期間の保険料は、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 4 月頃に厚生年金保険の未適用事業所に入社した。当該事業所は、毎月の給料に上乗せして、国民年金保険料額の半額を支給していたので、私は、A 市役所で国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、金融機関で定期的に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 4 月頃に国民年金の加入手続を A 市役所で行い、加入手続後の国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、B 市に住民登録をしている者に付与される番号であり、現に申立人は、56 年 6 月に当該市へ転居していることが改製原戸籍の附票により確認できる。

また、申立人に、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月、8年1月、同年2月及び10年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年7月
② 平成8年1月及び同年2月
③ 平成10年4月

私は、平成元年8月に会社を退職した際に、私の妻と一緒に国民年金の加入手続を市役所で行った。その後、会社を退職するたびに、同市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職するたびに、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人の所持する年金手帳では、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った形跡は見当たらない上、申立人は、保険料の納付方法及び納付金額についての具体的な記憶が無いことから、厚生年金保険から国民年金への切替状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①及び②の国民年金被保険者資格取得の記録は、平成10年5月に追加されたことがオンライン記録により確認できることから、記録の追加が行われた時点まで、当該期間は、国民年金の未加入期間であったものと推認される上、同年同月時点において、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間③については、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図

られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い上、その妻についても、当該期間の保険料は未納となっている。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6851 (事案 6625 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から同年12月までの期間、40年8月、42年10月から43年3月までの期間及び同年12月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月から同年12月まで
② 昭和40年8月
③ 昭和42年10月から43年3月まで
④ 昭和43年12月から44年3月まで

私の母親は、私が20歳になった頃に、区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、私が昭和54年6月に結婚するまで母親に定期的に保険料相当額を渡し、母親が納付していた。

前回の申立てにおいては、申立期間のうち、母親が保険料を納付していた期間については、記録の訂正が認められたが、母親が自身の保険料を納付していない期間については、記録の訂正が認められなかった。

私は、毎月、給料の中から国民年金保険料を母親に渡していたので、母親は自身の保険料を納付していない期間であっても、私から頼まれたらその都度、保険料を納付していたはずである。申立期間①から④までの記録訂正が認められなかったことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が20歳になった頃に、その母親が、区役所で申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人が結婚するまで母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張に対して、当委員会の決定に基づき平成24年3月28日付けで、前回の申立期間のうち、今回の申立期間①から④までを除いた期間について、年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われているが、今回の申立期間①から④までについては、i) その期間は、その母親は国民年金に加入していない上、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険

料の納付に直接関与しておらず、母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であること、ii) 母親が申立人の保険料のみを納付していたとする特段の事情も見当たらないことなどから、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとされている。

今回の申立てにおいて、申立人は、毎月、給料の中から国民年金保険料をその母親に渡していたので、母親が自身の保険料を納付していない期間であっても、申立人の保険料を納付していたはずであると主張するものの、申立人の主張からは、再申立てに当たり必要とされる「記録訂正につながる新たな資料・情報」をうかがうことはできない。

また、前回の申立てについて、当委員会が行った調査、収集した関連資料等を改めて検討したが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

以上のことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6852 (事案 5497 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月から 57 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月から 57 年 6 月まで

私は、時期ははっきり思い出せないが、昭和 46 年 2 月に会社を辞めた後、自宅を訪れた中年男性から、「国民年金手帳をお持ちですか。」と聞かれたことを憶えている。国民年金保険料については、自宅に集金人が来たり、自分自身で A 市役所の支所に納付に行ったこともある。集金人については、その特徴を鮮明に記憶している。

私は、前回の申立てにおいて、記録の訂正が認められなかったが、その結論に納得できないため、A 市の市長宛てに、私の自宅を訪れていた集金人を教えていただき、本人に直接会って話が聞きたいとの手紙を出した。その結果、当時在籍していた集金人の顔写真を市役所で閲覧することができ、心当たりのある集金人を一人選んだ。集金に来ていたのは、最初の 1 回を除き、全てその集金人であった。

上記の集金人に話を聞けば、申立期間当時、私が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが分かるはずなので、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅を訪れた中年男性から国民年金手帳の所在を尋ねられたことを記憶しており、その後に自宅を訪れていた集金人の特徴も鮮明に記憶していると主張しているが、i) 申立人は、国民年金の再加入手続を行ったかは定かではなく、申立期間に係る国民年金の加入状況が不明であることに加え、申立人の所持する 2 冊の国民年金手帳のいずれにも、当該期間に申立人が国民年金に加入していたことを示す記載が無いこと、ii) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 4 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする集金人を特定し、最初の 1 回を除き、全て当該集金人が集金に来ていたと主張しているが、当該集金人が A 市に採用された時期は、昭和 48 年 7 月であることが同市の国民年金協力員履歴台帳により確認できることから、申立内容と一致しない上、当該集金人は既に他界しており、証言を得ることもできない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年6月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月から平成2年3月まで

私が大学生であった昭和62年の20歳の頃に、市役所か行政センターから国民年金の加入勧奨に関する案内が届いたので、母親が、市役所の行政センターで私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、母親が毎月、金融機関で納付したと聞いている。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和62年*月頃に、市役所の行政センターで国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の居住していた市の国民年金手帳交付簿及び国民年金手帳記号番号払出簿により、平成2年10月頃と推認でき、同年9月に国民年金被保険者資格を取得していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親も、国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が明確でないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から同年9月まで

私は、平成4年3月に会社を退職したことを契機に、同年同月に年金手帳を持参して市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、同支所で、毎月1万円ぐらいの保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年3月に年金手帳を持参して市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当該手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、6年8月に払い出されたものであることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の主張と一致しない。

また、申立期間の国民年金被保険者資格取得及び喪失の記録は、平成6年8月に追加されたことがオンライン記録により確認できることから、記録の追加が行われた時点まで、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出され、申立期間に係る記録が追加された平成6年8月の時点において、申立期間のうち、4年7月から同年9月までの国民年金保険料は過年度納付により納付することができるものの、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から53年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から53年10月まで

私は、昭和48年4月に勤めていた会社を退職した後、1か月以内に、A区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を53年11月に次の会社に入社するまで、ほとんど毎月、納付書により金融機関で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月に会社を退職した後、A区役所で国民年金の加入手続を行ったと述べるのみで、当該手続についての具体的な主張は無く、加入当初受け取ったとする年金手帳の交付時期や当該手帳の色も憶えていないなど、申立期間当時の加入手続の状況が不明である。

また、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年6月にB区で前妻と連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できること、ii) また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、58年4月と推認されることから、申立内容と一致しない上、同年同月時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料をほとんど毎月、納付書により金融機関で納付していたと主張しているが、i) 申立人の所持する年金手帳及びB区の「国民年金1号被保険者名簿」によると、申立人が初めて国民年金被保険者となった日は、昭和58年3月26日と記載されていること、

ii) オンライン記録でも、同年同月より前に国民年金被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月から62年12月まで

私の国民年金の加入手続は、私の母親が、私が20歳になった頃に行ってくれたと思う。国民年金保険料は、母親が、当初は集金人に、その後は金融機関で、私及び母親の二人分を納付していた。結婚してからは、妻に引き継いだ時期は分からないが、妻が、夫婦二人分の保険料を金融機関で、納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人が20歳になった頃に、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料は、その母親が、当初は集金人に、その後は金融機関で、申立人及びその母親の二人分を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、平成2年1月又は同年2月頃に行われたものと推認でき、申立人の国民年金の加入手続時期についての主張と相違する上、申立期間当時において、申立期間は国民年金の加入手続が行われる前の期間であるため、その母親の保険料を集金していた集金人は、制度上、申立人の保険料を収納することができなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年3月に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、上述のとおり、申立人の国民年金の加入手続時期は平成2年1月又は同年2月頃と推認できるところ、i) 申立期間直後の昭和63年1月から

同年3月までの国民年金保険料は、過年度納付されていることがオンライン記録により確認できること、ii)平成元年度の保険料は、平成2年3月に一括納付していることが、国民年金被保険者収滞納一覧表により確認できることなどを勘案すると、申立期間の保険料については、時効により納付することができなかったものとするのが合理的である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から4年3月まで

私は、20歳になった当時、学生であり、実家のあるA市からB市に転居し、同市に住民票も異動していたが、平成元年4月頃に、C市で会社を経営していた私の父親が、同社を管轄するD社会保険事務所（当時）で、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。私が就職するまでの期間の国民年金保険料について、父親が、納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年4月頃に、C市で会社を経営していた申立人の父親が、同社を管轄するD社会保険事務所、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、その当時、申立人の住所は、その父親に係る改製原戸籍の附票によると、B市にあったことが確認でき、制度上、国民年金の加入手続は、住所地の存する市区町村でなければ行うことができないことから、その父親が、当該社会保険事務所において、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録等から、平成8年以降と推認され、申立人の主張する時期と相違する上、申立人に係る別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間に係る国民年金被保険者資格記録は、平成8年2月23日に追加処理されたものであることが確認できることから、追加処理が行われるまで、当該期間は国民年金の未加入期間であつ

た上、追加処理が行われた時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6858 (事案 1619 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 50 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 50 年 5 月まで

私が短大を卒業して 20 歳になった昭和 43 年頃に、私の母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間の国民年金保険料については、母親が、私の両親及び私の分を、また、私の妹が 20 歳になった 45 年*月から、妹の分も一緒に市の集金人をしていた叔母に納付していた。私が結婚した 47 年 12 月からは、私が叔母に保険料を納付していた。

妹の年金手帳には、「初めて被保険者になった日」が、妹が 20 歳になった昭和 45 年*月と記載され、私より前の 50 年 4 月から国民年金保険料が納付済みと記録されているが、私の年金手帳には、「初めて被保険者になった日」が同年 6 月 24 日と記載され、同年同月から保険料が納付済みと記録されている。私は、同年同月に国民年金の加入手続を行ったはずはない。

前回の申立て時は、叔母からの証言をもらえなかったが、今回は叔母が、私と妹がそれぞれ 20 歳になった時から国民年金保険料を集金していた旨の手紙を書ってくれたので、それを提出する。また、私の友人は、叔母が、私が結婚した後も集金に来ていたことを証言してくれたので、その旨の手紙も併せて提出する。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 43 年頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、申立人が結婚するまでは、母親が、市の集金人をしていた申立人の叔母に申立人の両親及び申立人の妹の分と一緒に納付し、結婚した後は、申立人が叔母に納付してい

たと主張しているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、50年4月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、国民年金の加入手続時期が、申立人の主張する時期と一致しないこと、ii) オンライン記録及び申立人の所持する年金手帳によると、申立人の国民年金の資格取得時期が同年6月となっていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であること、iii) 母親が、申立人と一緒に保険料を納付していたとするその妹は、20歳以降について、申立期間のほとんどの期間の保険料が未納となっていることなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す新たな資料として、申立人の叔母の手紙及び申立人の友人の手紙を提出しているが、i) 叔母の手紙には、国民年金の加入手続及び保険料納付についての具体的な内容が記載されていないこと、ii) 友人の手紙及び証言についても、申立人又はその母親が、申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける内容のものではないことから、これらは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、申立人が、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 50 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 45 年頃に、私の母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間の国民年金保険料については、母親が、私の両親、私の姉及び私の 4 人分と一緒に市の集金人をしていた私の叔母に納付していた。その叔母が、私と姉がそれぞれ 20 歳になった時から保険料を集金していた旨の手紙を書いてくれたので、それを提出する。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 45 年頃に、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、母親が、申立人の両親、申立人の姉及び申立人の 4 人分と一緒に市の集金人をしていた申立人の叔母に納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親は、当該期間についての具体的な記憶が無いことに加え、申立人から提出のあった叔母の手紙には、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付についての具体的な内容が記載されていないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 4 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、国民年金の加入手続時期が、申立人の主張する時期と一致しない上、申立人の手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間のうち 48 年 1 月から 50 年 3 月までの期間は過年度納付することが可能であるが、申立人は遡って国民年金保険料を納付した記憶は無いと述べていることに加え、申立期間の保険料を集金人に

納付するためには、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の前後を通じて、同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人の母親が申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその姉も、申立期間と同一期間については、国民年金の未加入期間となっている上、申立期間当時、申立人と同居していたとするその弟についても、国民年金手帳記号番号は申立人と連番で払い出されて、20歳から昭和50年3月までの保険料は未納となっていることが国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録により確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月 20 日から同年 7 月 1 日まで
私は、A社に、昭和 51 年 6 月 1 日から 59 年 6 月 30 日まで継続して勤務していた。申立期間は有給休暇を取得していたはずであるが、同社の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 6 月 20 日となっているので申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 59 年 6 月 30 日まで継続して勤務しており、申立期間は有給休暇を取得していたと主張している。

しかしながら、雇用保険被保険者記録の離職日及び健康保険組合の資格喪失日はオンライン記録と一致している。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主も所在不明のため、申立人が申立期間に有給休暇を取得していたか否かを含む勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、複数の同僚に照会したところ、回答があった全員が申立人の退職日を記憶していない。

加えて、申立人は、申立期間の保険料控除を示す給与明細書等を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7914

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月 13 日から同年 12 月 13 日まで
私は、申立期間においてA社B工場に勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間となっていないので調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間に、A社B工場に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社B工場は、申立期間における厚生年金保険料の控除及び納付について不明と回答していることから、申立人の同社における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が、自身と同日又は少し後にA社B工場に入社し、一緒に勤務していたとして姓を記憶している3名の同僚について、同一の姓の被保険者は、申立期間における同社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票の中には見当たらない上、同社が作成している申立期間に被保険者資格を取得した者の社会保険加入台帳には、申立人の名前及び前記の同僚3名の姓の記載は無い。

さらに、前記の被保険者原票に申立人の氏名は無い上、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。